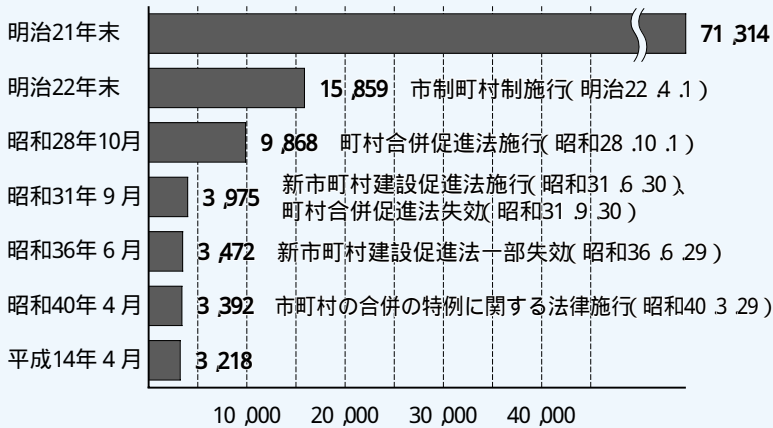


全国の市町村数の変遷

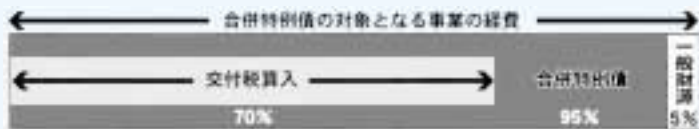


市町村合併のキーワード 『合併特例法』

合併特例法は、自主的な市町村の合併を推進しそのための特例措置を定めた法律で、平成17年3月末までの時限立法です。主な財政支援措置は次のとおりです。

① 合併特例債

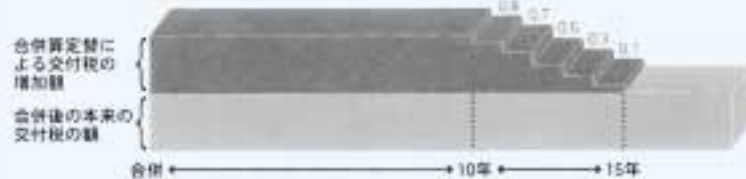
旧市町村間の道路・橋りょう・トンネルなどの公共的施設の整備や合併後市町村の振興のための基金の積み立てに必要な経費について、合併年度とその後10力年度は事業費の95%を地方債（合併特例債）を活用することができます。その地方債の元利償還金の70%は普通交付税として措置されます。



地方債...自治体が事業を行うにあたり財源が不足している場合、一定の約束のもとに資金を調達し、後に返済する長期間の借金

② 地方交付税額の算定の特例

合併により経費の削減が図られ、市町村の財源となっている地方交付税額が合併前に比べて少なくなると考えられますが、合併当初は経費の削減も困難な面があります。そこで、合併年度とその後10力年度は合併しなかった場合の普通交付税が保証され、その後5力年度で段階的に縮減されます。



地方交付税...国税の一部を自治体の一般財源として配分する税。自治体が標準的な仕事をするために必要な財源額と、普通の状態で集まる税収額により、不足する額を交付するのが普通交付税で、災害など特別な事情に応じて交付されるのが特別交付税

秋田県の取り組み状況

県は、平成13年7月に市町村合併支援本部を設置し、自主的な合併の支援を行っています。県内の

なお、合併の具体的な論議が進んでいる合併重点支援地域としては、合計37府県で109地域、486市町村が指定(4月30日現在)されているほか、50組織(194市町村)が合併目標の期日を公表して取り組んでいます。

市町村では、全69市町村のうち43の自治体(5月末)において合併に関する研究会などの組織が設置されています。
仁賀保町、金浦町及び象潟町の3町では、唯一県の合併重点支援地域の指定を受け、県内初の法定合併協議会設置協議の議案が本年6月議会に提出され可決されています。これにより、7月1日正式に法定合併協議会が設置され、合併協定項目などの検討が進められています。

秋田県が示した合併パターン

昨年12月、県は歴史的、行政的に関わりの深い広域圏を単位に9つの新市を合併パターンとして例示しました。その中で本市は、比内町と田代町との1市2町による合併が示され、合併後の面積は約913km²(約2倍)、人口は約87,000人(約1.3倍)となります。また、議員数は30人、職員数は約3割削減され、行政の効率化が図られるとしています。



人口は平成12年10月1日現在

県は「大館周辺・鷹巣・阿仁広域市」の合併パターンも例示しています。

もちろん、この合併パターンは市町村合併を広く議論するために示されたものです。合併はあくまでも市町村の判断で決定されることとは言うまでもありません。